

制定ハ目下一層ノ必要ヲ來シタルニ
付勅令トシテ發布セラレタシト云フ
ニ在リ因テ其提案ヲ審査スルニ客歲
二月樞密院ノ議定ヲ經タルモノト同
一ナリ元來戎器取締ノ方法ハ明治九
年布告第三十八號帶刀禁止令ノ如キ
保安條例ニ於テ携帶ヲ禁スルカ如キ
今日ニ於テハ法律ト見做スヘキモノ
ナルヲ以テ更ニ其取締法ヲ設ケント
スルトキハ法律ヲ以テスルニ非サレ

法律

ハ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルノ嫌ア
ルニ由リ本案ハ憲法第八條ニ依リ緊
急勅令トシテ發布セラレンカ爲ニ客
歲樞密院ノ議定ヲ經タルモノナリ然
ルニ今之ヲ普通ノ勅令トシテ發布セ
ントスルハ憲法ニ牴觸スルノ嫌アリ
テ穩當ナラス且客歲本案提出ノ時ハ
恰モ衆議院議員總選舉ヲ行フノ日ニ
際シ粗暴過激ノ徒戎器ヲ用テ秩序ヲ
紊亂スルノ虞ナキニ非サリニ猶之

法律

ヲ發布セラレヌ今日ニ在テハ特ニ之
ヲ發布スルノ必要アルヲ認メス因テ
本案ハ發布ヲ見合セララル、方可然ト
信ス

參照

太政官布告

明治九年四月
第三十八号

自今大禮服着用茲ニ軍人及ヒ警察官吏等制
規アル服着用ノ節ヲ除ク、外帶刀被禁候
條此旨布告候事

保安條例

明治三十年十二月
勅令第六十七号

第五條

人心ノ動亂ニ由リ又ニ内亂ノ豫備又ハ隱謀ヲ
為ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地

方ニ對シ内閣ハ臨時必要ナリト認ムル場合
ニ於テ其一方ニ限リ期限ヲ定メ左ノ各項
ノ全部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得

一 凡公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及何
等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ豫メ警察
官ノ許可ヲ經サル者ハ總テ之ヲ禁スル
事

二 新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ
檢閲ヲ經スレテ發行スルヲ禁スル事

三 特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者

ヲ除ク外銃器短銃火藥刀劍仕込杖ノ類
總テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事

四 旅人ノ出入ヲ檢査シ旅券ノ制ヲ
設クル事

法部省第二〇号

秘甲第一四二号

別帝戎器取締規則勅令トシ
テ發布ノ件閣議提出ス
明治二十八年五月二十四日

内務大臣子爵野村靖



内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

甲一三二

秘甲第一四二号

戎器取締規則勅令トシ

テ發布ノ件

戎器取締規則制定ノ件ハ客

歳一月以來或ハ勅令案ト為

シ或ハ法律案ト為シ閣議ニ提

急勅令案ト為シ屢閣議ニ提

出シタルモ未タ決定ニ至ラ

ス而シテ該取締規則ノ制定

ハ目下一層ノ必要ヲ来タシ

候ニ付更ニ勅令トシ發布相

成候様致度勅令案ヲ具シ茲

ニ閣議ヲ請フ

明治廿八年五月廿四日

内務大臣子爵野村靖



勅令案

朕戎器取締規則ノ件ヲ裁可
シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

年月日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第 號

戎器取締規則

第一條 此ノ規則ニ於テ戎器

ト稱スルハ刀劍銃仕込杖其

他人ヲ殺傷スル為ニ用井ル

器具ヲ云フ

第二條 戎器ハ屋外及公ノ場

所ニ於テ携帶スルヲ禁ス

第三條 護身ノ為メ戎器ノ携

帶ヲ必要トスル情況アル者

ハ其戎器ノ種類ヲ記載シ現

住地地方長官警視總監ニ戎

器携帶ノ許可ヲ出願スルコ

トヲ得但急迫ノ場合ニ於テハ所在地地方長官警東視京總府監ハ其出願スルコトヲ得警東視京總府監ハ地方長官警東視京總府監ハ理由相當ニシテ且濫用ノ虞ナシト認ムルトキハ一人一箇ニ限リ六箇月以内一定ノ期限ヲ附シテ兵器ノ携帶ヲ許可スルコトヲ得地方長官警東視京總府監ハ本條ノ許可ヲ與フルトキハ許可證ヲ下付シ手数料トシテ金壹圓ヲ徴收スヘシ

許可證ハ之ヲ他人ニ貸渡スコトヲ得ス
 第四條 前條ノ許可ヲ得タル者ハ其兵器ヲ携帶スル場合ニ於テ何時ニモ警察官ノ求めニ應ジテ許可證ヲ示スヘシ直ニ之ヲ示スコト能ハサル場合ニ於テハ之ヲ示ス迄警察官ニ於テ其兵器ヲ領置スルコトヲ得
 地方長官警東視京總府監ハ何時ニテモ前條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第五條 法律命令ニ依リ特ニ
 使用若クハ携帶ヲ許可セラ
 レタル銃器及官ノ許可ヲ經
 タル銃射的遊技等ニ使用スハ
 キ銃器ハ第六條ノ場合ノ外
 此規則ニ依ルノ限ニアラス
 第六條 銃器ニアラサル器具
 及第五條ニ依リ携帶スル銃
 器ト雖其携帶ノ情況ニ依リ
 警察官ニ於テ人ヲ殺傷シ又
 ハ脅迫スル為ニ用井ルノ虞
 アリト認ムルトキハ其携帶
 ヲ差止メ若クハ必要ノ時日

間之ヲ領置スルコトヲ得
 銃器又ハ銃器ニアラサル器
 具ノ運搬ト雖其情況ニ依リ
 警察官ニ於テ前項ノ虞アリ
 ト認ムルトキハ其運搬ヲ差
 止メ若クハ必要ノ時日間之
 ヲ領置スルコトヲ得
 第七條 第二條及第三條第四
 項ヲ犯シタル者ハ十日以
 上三月以下ノ輕禁錮又ハ二
 十圓以上百圓以下ノ罰金ニ
 處シ其銃器ヲ沒收ス
 第八條 職務ニ依リ若クハ成

規ノ服制ニ基キテ戎器ヲ携
 帶スル者ハ此規則ニ依ルノ
 限ニアララス
 第九條 此規則ハ北海道及沖
 繩縣ニ施行セス
 第十條 此規則ヲ施行スル為
 ×必要ナル細則ハ内務大臣
 之ヲ定ム
 第十一條 此規則ハ發布ノ日ヨ
 リ施行ス

明治二十八年六月二十七日

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣	大藏大臣	海軍大臣	文部大臣	逓信大臣
内務大臣	陸軍大臣	司法大臣	農商務大臣	黒田議長

内務大臣請議外國ノ君主又ハ使節
 二對シ侮辱脅迫又ハ暴行ヲ加ヘタル
 者取締ノ件及外二件審査スルニ令ヤ
 清國卜媾和之事局已ニ定ムルモ事理